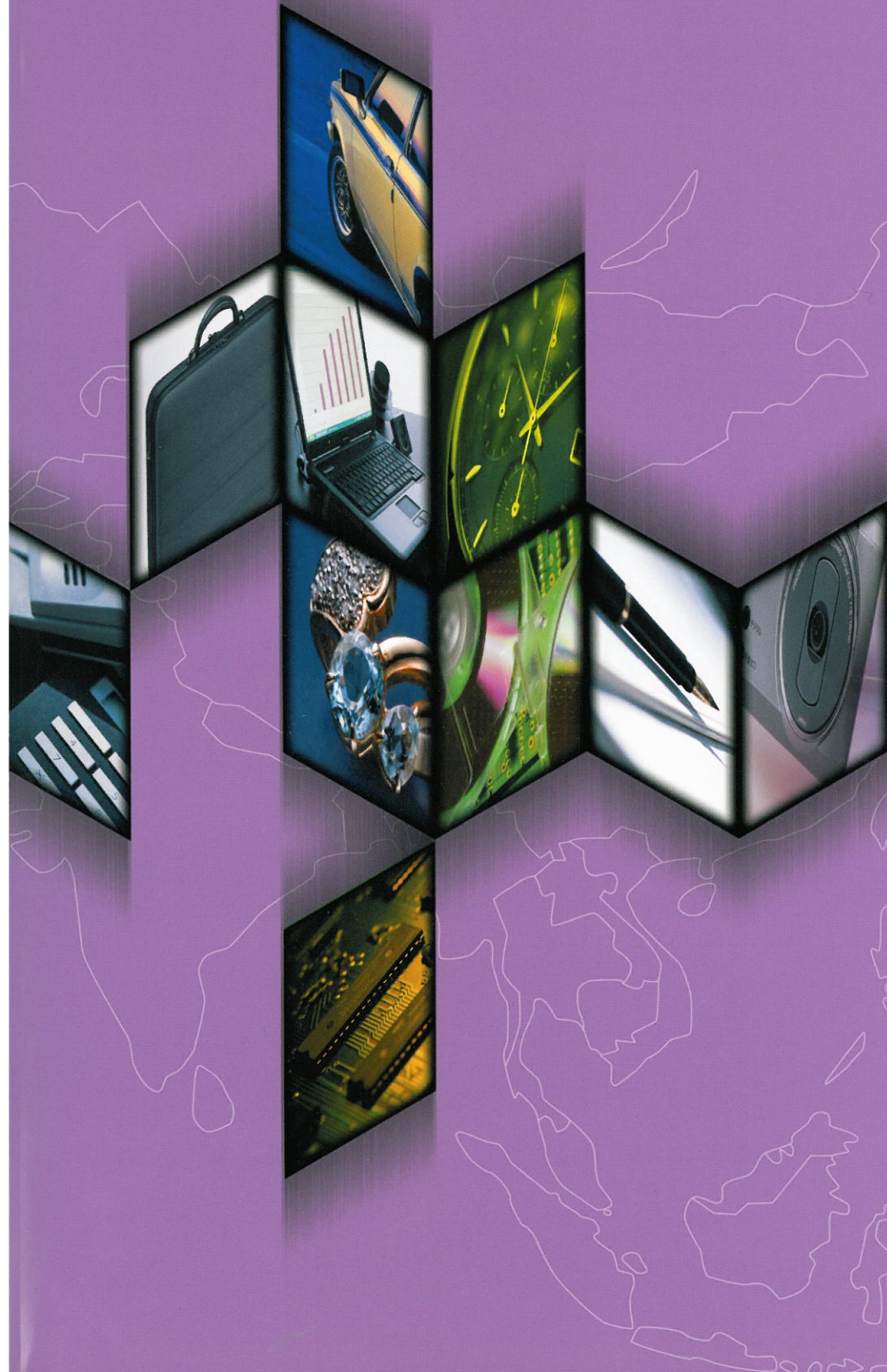


JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

第1部 アラブ首長国連邦 (UAE)

第1章 はじめに

1. UAE の司法制度

UAE は、本質的には、フランス法、ローマ法、エジプト法並びにイスラム法の影響を強く受けた大陸法系の法域である。過去の裁判所の判決を法律上の先例として採用するというコモンロー原則は、一般的には認められていない（とはいえ、下級裁判所は、通常、上級の裁判所の下した判決を適用している）。国内の法律事務所のみが、弁護士として出廷できるとされる。中東地域における国際的ビジネスのハブとしての UAE の地位が確立されるにつれ、仲裁が紛争処理方法として徐々に普及しつつある。

2. 裁判所構成

裁判所は、アブダビに置かれる最上級の上訴裁判所（連邦最高裁判所）を頂点とする連邦裁判所により構成されるものの、アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマは、連邦司法制度に属していない。アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマは、他の首長国とは異なり、裁判所を独自に構成しており、連邦最高裁判所の指揮に服していない。裁判所は、主に民事、刑事及び宗教（すなわち、イスラム法）の三部門で構成される。ドバイの裁判所は、第一審裁判所、控訴院、破棄院で構成される。第一審裁判所は、民事法廷、刑事法廷及び宗教裁判法廷である。

UAE の裁判所は、訴訟当事者が、法律の規定に従って弁護士を任命することを認めており、弁護士は、委任状に署名がなされた国の公証人が認証し、UAE の大使館／領事館が認証した正式な捺印証書（すなわち、委任状）により、自らがクライアントの代理人に任命されたことを証明しなければならない。

3. 民事法廷

民事法廷（又は第一審裁判所）は、（債権回収事件を含む）商事問題から海事紛争までのあらゆるクレームを審理する。当事者には、判決が出た後、判決日から 30 日以内に事実問題そして又は法律問題を理由に控訴裁判所に控訴する権利がある。控訴裁判所に（第一審裁判所において提出されていない新たな）証拠を追加的に提出すること、そして又は、新規の証言を求めるために証人を追加することも可能である。その上位にある、通常は 5 名の判事で構成される破棄院（ドバイの最上級裁判所）の段階になると、当事者は、法律問題に関する論点しか提出できない。当事者は、控訴裁判所判決の通知を受けた日から 30 日以内に破棄院に上訴しなければならない。破棄院のすべての決定は、終局的であり、上訴することはできない。

4. 刑事訴追

UAEにおける刑事訴訟は、犯罪がなされた裁判管轄区の地方警察に告訴することで開始される。警察は、捜査中に、事件に関与した任意の当事者について、その陳述にもとづき調書を作成することができる。地方警察は、通常、訴えが告訴されてから48時間以内に最初の捜査を終え、検察庁に事件を送致する。警察は、公訴提起を求める勧告を添えて事件を正式に送致する前に、事件について検察官に照会し、その助言を求めることができる。

そこで、検察庁は、その事件について調査し、任意の関係者の供述を取り、その証人又は事件に関する情報があると検察官が判断した任意の他の者から事情を聴取する。そこで、検察庁は、裁判所に公訴を提起するか、犯罪がなされたかどうかにつき証拠不十分であるとして不起訴にするかを決定する。検察官は、警察から事件の送致を受けた日から14日以内に起訴するか不起訴にするかを決定しなければならない。検察官が、期限内に決定を下すことができない場合、検察官は、その延長を裁判所に申請でき、裁判所は、自らの裁量により、これを承認又は否認する。滅多に起きることではなく、また、その場合にも、当然、酌量すべき事情があろうものの、過去には、検察官が、事件の起訴又は不起訴を決定するまでに1年もの期間が必要とされた例もある。

5. 宗教裁判法廷

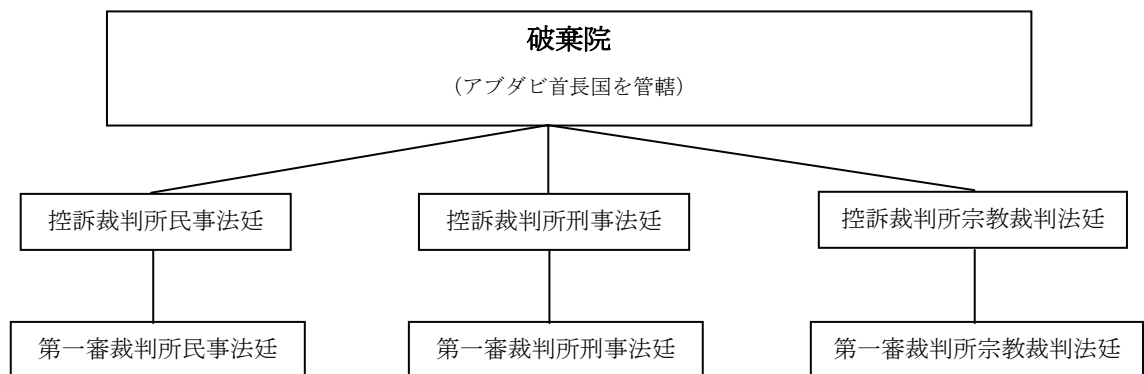
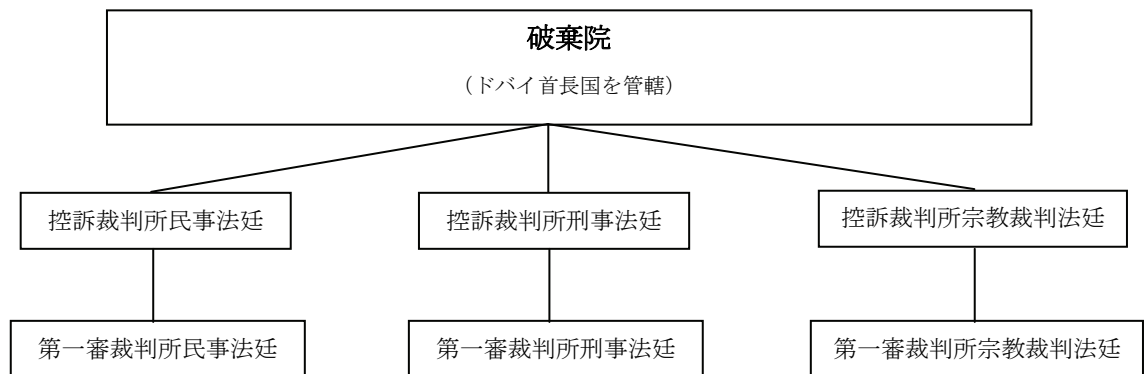
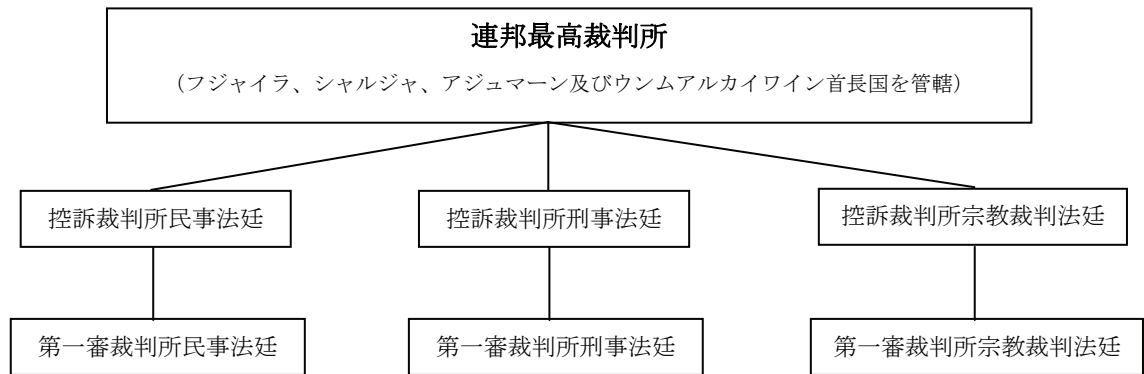
UAEにおいて、宗教裁判法廷は、刑事法廷及び民事法廷と協調して機能する。宗教裁判法廷は、UAEのイスラム裁判所であり、主に、イスラム教徒間の民事問題を担当する。いかなる問題についても、非イスラム教徒が、宗教裁判法廷に出廷することはない。宗教裁判法廷は、離婚、相続、子供の監護、児童の虐待及び未成年者の監護を含む家族紛争の審理につき、排他的管轄権を有する。UAEの成文法において適用可能な規定が存在しない場合には、イスラム教の宗教裁判に関係する法源の文言に存在するイスラム教的原則が適用される。

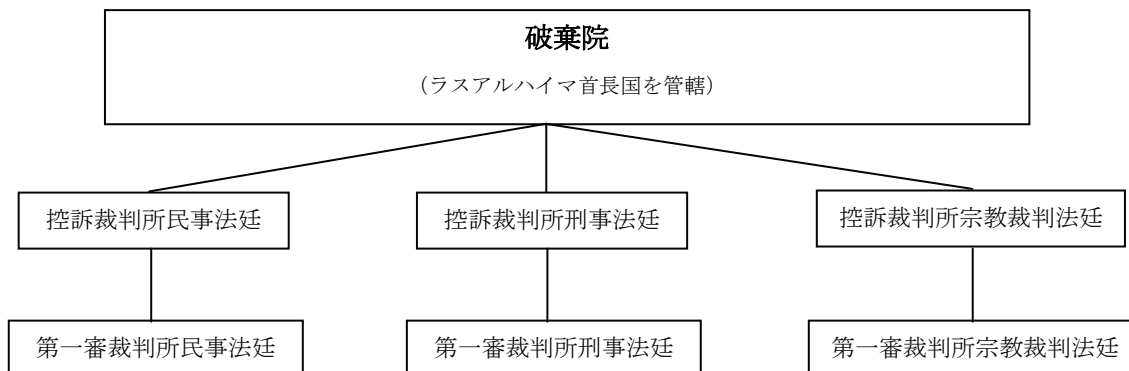
また、(前述のように、アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマを除いた)連邦レベルの宗教裁判法廷のみであるが、最初に下級の刑事法廷で公判が行われた強姦、強盗、アルコールの影響下における運転及びこれに関係する犯罪を含む、一定の刑事事件の控訴事件も審理することができる。

6. 連邦最高裁判所

連邦最高裁判所は、UAEの最上級裁判所であり、法律問題に関する争点のみを審理する。連邦最高裁判所は、下級裁判所判決に対する控訴審裁判所として機能するのみならず、下級裁判所が法律を正しく適用し、解釈するよう確保するためにこれらの裁判所を監督する。下級裁判所は、連邦最高裁判所の定めた法原則に従わなければならない。

ドバイ首長国には、独自の破棄院がある。ドバイ、アブダビ及びラスアルハイマ以外のすべての首長国では、アブダビに置かれた連邦最高裁判所が上訴の最終審である。





7. UAE の知的財産法制度

UAE の知的財産法令をめぐる環境は、連邦レベルにおける最初の知的財産法が制定された 1992 年以来、大きく変化しており、これらの法律の適用状況は、大幅に進展してきている。過去 10 年間に、知的財産の所有権の優先性及び知的財産侵害に関する裁判所の管轄を充実させてきた。主に、UAE が比較的最近成立した国家であるため、知的財産法令が UAE に導入されたのは最近であるにもかかわらず、UAE は知的財産保護を世界の国々と同様に課するようになってきており、知的財産の保護及びエンフォースメントの面において、中東地域における先進的国家の一つに数えられる。このように知的財産保護に向け、また、知的財産をめぐる国際的な基準に適合するため、2002 年に新法が制定され、1992 年法を改正／廃止した。

UAE は、主要な種類の知的財産権を保護する連邦法を制定していることに加え、知的財産権に関係する以下の主要な国際条約の締約国となっている。

- (i) 特許及び商標を対象とする工業所有権の保護に関するパリ条約
- (ii) (文学的及び美術的著作物に関する) ベルヌ条約
- (iii) 特許協力条約 (PCT)
- (iv) (実演家、レコード製作者及び放送機関に関する) ローマ条約
- (v) WIPO 著作権条約 (WCT)
- (vi) WIPO 実演レコード条約 (WPPT)
- (vii) UAE が 1996 年 4 月以来加盟している世界貿易機関 (WTO) の主要な協定の一つを構成する知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)

TRIPS 協定は、WTO 加盟国が順守すべき知的財産保護に関する最低限の基準を定めており、また、もう一つの重要な国際協定、すなわち、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定を順守することも義務づけている。

また、UAE は、国連の知的財産機関である世界知的所有権機関 (WIPO) にも加盟している。

8. 商標法

UAEにおいて、商標を規律する適用法令は、2002年法第8号により2002年7月31日に改正された1992年連邦商標法第37号（以下、「商標法」と記す）である。同法は、商品及び役務の45の分類で構成されるニース協定の商品及び役務の国際分類第9版を採用し、商品及び役務に関する商標の登録について定める。同法は、商標出願を公告するよう義務付けており、商標が登録される前に第三者が異議を申し立てるための期間を設けている。同法では、周知商標が認識されており、商標が周知であると見なされるための基準を定め、さらに、周知商標に比較的広い範囲の保護を与えている。商標の保護期間は10年であり、これを10年単位で無制限に更新できる。

商標法は、不使用又は不正な登録のいずれかの理由にもとづいて登録商標を取り消すためのメカニズムも定めている。同法は、商標侵害の罪につき、罰則を定めており、その場合、有罪とされた違反者には、拘禁刑そして又は5,000ディルハム（およそ1,370米ドル）以上の罰金が科される。裁判所には、事業所の閉鎖及び違反者の費用負担による判決の公表を命ずる権限がある。また、商標法は、商標侵害の結果として被った一切の損害につき、商標権者がその賠償を請求できることも定める。また、UAEの民法にも、商標権者が被った損害の賠償に関する規定が含まれる。また、裁判所には、違反者が、有罪判決を受けたか、無罪判決を受けたかにかかわらず、商標侵害の犯行に使われ、押収した製品、設備及び機械類を破棄する権限もある。

裁判所には、違反者の拘禁そして又は罰金を命ずる権限が与えられているものの、罰金は、特に、違反者が、大規模な取引業者であり、資金力がある時など、通常は、商標侵害に対する十分な抑止力とはならない。しかしながら、後ほど詳しく述べるように、裁判所が罰金しか科していなかった時代と比べ、裁判所が、拘禁刑を命ずる例が増えている。重大な欠点とまでは言えないものの、模倣品に対する税関のエンフォースメント機能について明確に定めていないことが、同法の欠点である。しかしながら、第3章2節において詳しく説明するように、UAEでは、既に様々な税関規則が利用可能であり、これらの規則において、流入する模倣品を押収し、没収する税関の権限が規定されている。UAEは、1996年3月31日の官報第291号に公告された大統領令第20/1996号より、工業所有権に関するパリ条約を国内法に編入した。

我々の見解では、UAEの現行商標法は、法律として優れており、だいたいにおいてTRIPS協定に準拠している。経済省の商標部における登録手続きは、高額ではあるものの、かなりスムーズで、中東地域における登録手続きとしては、最も迅速な部類に入るとと思われる。

9. 著作権法

UAEの著作者の権利及び隣接権に関する2002年連邦法第7号（以下、「UAE著作権法」と記す）は、2002年7月14日に発効した。このUAE著作権法による保護は、とりわけ、あらゆる種類の文学的著作物、コンピューターソフトウェア、データベース、講演、演説、視

聴覚的著作物に及ぶ。同法の下で、著作者には、著作者人格権及び財産的権利が認められ、著作権の保護期間は、一般に、著作者の生存の間及びその死後 50 年であり、これは、著作権の保護期間の国際基準に沿ったものである。UAE 経済省に寄託するための手続きが存在するものの、著作権を取得した著作物を経済省に登録しなかった場合も、法律により定められた著作者の権利は損なわれない。

著作権法では、著作者及び関連権の所有者の人格権そして又は財産的権利が侵害された場合の仮処分並びに罰則について定めている。同法に対する違反者が有罪判決を受けた場合には、2 カ月以上の拘禁刑そして又は 1 万ディルハム（およそ 2,740 米ドル）以上の罰金が科され、また、裁判所には、著作権侵害の罪が適用される海賊版を押収し、海賊版の破棄、並びに犯罪に使われた道具及び設備の差し押さえ、また犯罪に使われた施設の閉鎖を命ずる権限がある。さらに、裁判所は、違反者の費用負担により、特別に、判決の公表を命ずることもできる。さらに、UAE 著作権法は、任意に、又は、権利者の請求により、侵害著作物を差し止めるために干渉する権限を税関当局に与えている。

我々の見解では、UAE 著作権法は、それが著作者であれ、実演家であり、製作者であれ、又は放送機関であれ、権利者に対する適切な保護を定める強力かつ効果的な法律である。UAE 著作権法は、TRIPS 協定に定められた基準及び原則に概ね準拠していると考えられる。

10. 特許・意匠法

特許、意匠及び工業モデルにかかる工業所有権を規定し保護する 2002 年連邦法第 17 号（以下、「特許・意匠法」と記す）は、2002 年 11 月 30 日に発効した。同法により、旧 1992 年連邦法第 44 号が廃止された。同法は、主に特許証又は実用新案証を通じて発明を保護し、さらに、工業意匠、工業モデル及びノウハウ契約を保護する。同法は、特許及び実用新案証を発行し、ノウハウを保護し、工業意匠及び工業モデルを保護するための条件を列挙している。しかしながら、特許・意匠法は、化学薬品及び医薬品に対する保護の適用を 2005 年 1 月 1 日まで延期したため、同法の所管官庁である経済省は、化学薬品及び医薬品につき、2005 年 1 月 1 日まで、特許出願を受理できるものの、これに特許を発行又はこれを拒絶できなかった。同法により工業所有権に与えられる保護期間は、国際的な基準、特に TRIPS 協定に準拠している。

特許・意匠法は、権利者に対し、第三者が、権利者の同意なく、権利の主題となるものを製造し、使用し、販売を申し出、販売又は輸入するのを防ぐ権利を与える。ノウハウについて、同法は、第三者による不法な使用、開示及び公表からこれを保護する。同法は、工業所有権又は特許・意匠法に従って結ばれた契約を侵害する発明、工業意匠又はモデル、又は施設又はその任意の部分を没収することを認めるなどの仮処分について定めている。同法の違反について同法で定める罰則は、5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）以上の罰金そして又は拘禁刑である。裁判所には、差押品、道具又は機械類の没収及び破棄、また、違反資材の除去を命ずる権限がある。さらに、裁判所には、国内の新聞又は連邦官報

に判決を公表する権限もある。

特許・意匠法の規定も、TRIPS 協定に概ね準拠していると思われ、我々は、救済措置及び仮処分が、国際的な義務及び基準に適合しているものと判断する。経済省が管轄する産業財産権の登録手続きには問題があり、例えば、最初の法律（1992 年法）の制定された以降も、2001 年にオーストリア特許庁と共同でこのような審査を目的とする審査システムが開発されるまで、特許、工業意匠又は工業モデルの出願が係属し、その審査も処理も行われなかった。従って、同省には、膨大な量の未処理の出願が係属している。これに対する最初の特許は、2002 年 7 月に発行された。

UAE は、WIPO 協定の一つであり、国際的な特許登録制度である特許協力条約（PCT）の締約国である。出願人が、PCT の下で国際特許出願を行えば、発明について同時に 100 以上の国々において保護を請求することができる。UAE は、1999 年 3 月 10 日から PCT により拘束されている。これに加えて、リヤド（サウジアラビア）に本拠を置く湾岸協力会議（GCC）特許登録制度が存在する。これは、一つの特許出願により、すべての GCC 諸国において保護されるものである。

11. 管轄当局

商標、特許及び著作権の監督官庁

Ministry of Economy（経済省）

P. O. Box 901

Abu Dhabi

Title of Head（代表者の肩書き）：Minister of Economy

Tel. : (971. 2) 626. 50. 00

Fax: (971. 2) 626. 99. 42

E-mail: indpro@economy. ae

Internet website: <http://www.economy.ae>

商標の担当部局

Trade Mark Section（商標部）

Ministry of Economy

住所は同上

Title of Head（代表者の肩書き）：Head

Tel. : (971. 2) 627. 31. 98

Fax: (971. 2) 626. 29. 22

著作権及び関連権の担当部局

Copyright Office（著作権庁）

Office of Intellectual Works

Ministry of Economy

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director

Tel : (971. 2) 446. 61. 45

(ext. 603/463)

Fax : (971. 2) 443. 63. 31

E-mail: copyright@mail2uae.com

特許及び意匠の担当部局

Industrial Property Department (産業財産権部)

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Head

Tel: 02-6131-238

Fax: 02-62636321

Email: aoweida@economy.ae

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。